

一般社団法人 日本養豚協会血統登記規程

制定 昭和38.4.1

改正 平成26.4.1 // 28.2.5 2019.10.1

(血統登記規程)

第1条 一般社団法人日本養豚協会（以下「本会」という。）の血統登記は、この規程により行う。

(品種)

第2条 血統登記は、別表1に定める品種について行う。

(血統登記の資格)

第3条 血統登記は、次の各号のいずれかに該当するもので本会が別に定める血統登記豚検査基準により本会が別に定める登録委員規程により委嘱した検査員の検査（以下「検査」という。）を受け、これに合格したものについて本会が行う。

- (1) 本会が適当と認め別表2に定める外国登録団体又は公的機関において血統登録をしたもの
- (2) 本会が別に定める一腹記録規程により、血統が記録簿に登載されているもの

(申込み)

第4条 血統登記を受けようとする豚の所有者又は管理者は、検査後30日以内に本会が別に定める一腹記録規程により発行された一腹記録簿兼血統証明申込書兼移動・異動状況報告書の第1号様式を本会に提出しなければならない。

(証明書の発行)

第5条 本会が血統登記をしたときは、当該豚の左耳に第1号ひな形の耳標を付け、第2号ひな形の証明書を発行する。

(移動証明)

第6条 血統登記豚の所有権に移動があったとき又は相続によりこれを取得したときは、譲渡人又は相続人は第2号様式の移動証明申込書に血統登記証明書を添え、移動後30日以内に本会に提出し移動証明を受けなければならない。ただし、特別の事由があるときは、所有権の移動があったことを証する書類を添えて、譲受人から申込むことができる。

(書換え・再交付)

第7条 血統登記証明書又は耳標を汚損又は滅失し、書換え又は再交付を受けようとする者は、第3号様式の書換え又は再交付申込書に、汚損の場合はその証明書又は耳標を添え、滅失の場合はその事由を具体的に記入して本会に提出しなければならない。

2. 本会は前項の証明書又は耳標を再交付する場合は再交付の証明書及び耳標には「再」の字を印することとし、再交付により元の証明書及び耳標はその効力を失う。

(取消し)

第8条 本会が血統登記に関して虚偽又は不正の行為があると認めるときは、その血統登記を取り消すものとし、その証明書及び耳標を本会に返納させるものとする。

(更正)

第9条 血統登記に関して錯誤を発見したときは、その登記を更正する。ただし、更正し得ないものは前条の例により処理する。

(料金)

第10条 登記料及びその他の料金は、次の各号のとおりとする。

- | | | | |
|-----|---------|-------|---|
| (1) | 血統登記証明料 | 1頭につき | 1,000円(税込 1,100円) |
| (2) | 移動証明料 | 同 | 1,000円(税込 1,100円)
(血統登記申込みと同時に繁殖者から申込み場合の初回は、無料) |
| (3) | 証明書書換料 | 同 | 1,000円(税込 1,100円) |
| (4) | 証明書再交付料 | 同 | 4,000円(税込 4,400円) |
| (5) | 耳標再交付料 | 同 | 800円(税込 880円) |
| (6) | 血統登記検査料 | 同 | 1,000円(税込 1,100円)
(申込者と同一組織に所属する検査員以外に委託した場合) |

(料金の納付)

第11条 前条の料金は、申込みの際に納付するものとする。既に納付した料金はいかなる場合でも返還しない。

(特別の費用)

第12条 血統登記に関して検査等のため第10条の料金以外の特別の費用を必要とする場合には、申込者はその一部又は全部を負担しなければならない。

(事務手続)

第13条 この規程によって行う事務手続は、本会が別に定める登録等事務処理要領により行う。

(電子申請)

第14条 申込者又は委託団体(本会登録業務等の実施に関する規程により指定した委託団体をいう。以下同じ。)が、登録等事務処理要領に定めるシステム利用者登録を行い、電子申請を利用した場合は、本規程に定める申込書を提出したものとみなす。

附則

1. この規程は昭和38年4月1日よりこれを施行する。
2. 平成17年3月31日までの間に、社団法人 日本種豚登録協会によりなされた血統登記については、この規程によりなされたものとみなす。
3. 平成22年3月31日までの間に、社団法人 日本養豚協会によりなされた血統登記については、この規程によりなされたものとみなす。
4. 平成24年3月31日までの間に、一般社団法人 日本養豚協会によりなされた血統登記については、この規程によりなされたものとみなす。
5. この規程の変更は平成26年4月1日よりこれを施行する。
6. この規程の変更は2019年10月1日よりこれを施行する。

別表1

1. ポーランド・チャイナ
2. ラージ・ブラック
3. チェスター・ホワイト
4. ブリティッシュ・サドルバック
5. スポッテッド
6. ウェルシュ
7. ミネソタ2号
8. ラコム
9. 太湖豚(梅山豚)
10. 民豚
11. 金華豚
12. 桃園豚
13. マンガリツツァ
14. その他本会が適当と認める品種

別表2 第3条の本会が適当と認める外国登録団体又は公的機関は次のとおりとする。

1. British Pig Association (英国種豚生産者協会)
2. Australian Pig Breeder's Association, LTD (オーストラリア種豚生産者協会)
3. Canadian National Livestock Records (カナダ家畜登録協会) [血統証明書の発行については、Canadian Swine Breeders Association (カナダ種豚生産者協会)]
4. Poland China Record Association (アメリカポーランド・チャイナ種豚登録協会)
5. Chester White Swine Record Association (アメリカチェスター・ホワイト種豚登録協会)
6. Inbred Livestock Registry Association (アメリカインブレッッド家畜登録協会)
7. National Spotted Registry (アメリカスポッテッド種豚登録協会)
8. 中華人民共和国省立種畜場
9. The North American Mangalitza Society(北米マンガリツツァ協会)

血統登記豚検査基準

1. 遺伝的欠陥（鎖肛、膻肛、陰辜、間性、ヘルニア、著しい尿溜りなど）のないもの。
2. 発育良好で、肢蹄の強いもの。
3. 品種の特徴を有し、種豚としての適正を備えたものとし、次に該当するものは失格とする。
 - (1) 耳の著しく小さいもの
 - (2) 著しくあごのゆがんだもの
 - (3) 著しく三枚肩のもの
 - (4) 肩後の著しく凹んだもの
 - (5) 後躯の著しく傾斜したもの
 - (6) 前肢の著しくX型のもの
 - (7) ひづめの著しく不ぞろいのもの
 - (8) 乳頭の配列の著しく悪いもの